

ハラスメント撲滅宣言

職場におけるハラスメントは、当該社員の人格、尊厳を傷つけ、人権を侵害する行為であることはもちろんのこと、その社員の能力発揮、成長を阻害する極めて不適切な行為であります。またハラスメント行為により、職場環境の悪化を招くのみならず、対外的にも会社そのものの信用を大きく傷つけるものです。

当社は、いかなるハラスメント行為を決して看過することなく、厳正に対処し撲滅することをここに宣言します。

1. 当社は下記の行為をハラスメントとし、決して許さないことを宣言します。

- ① セクシュアル・ハラスメント…社員に対し性的な嫌がらせや言動を行い、その対応を理由に当該社員に対し不利益な取り扱いをしたり、職場環境を不快なものにする言動
- ② パワー・ハラスメント…職場における地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範疇を超えて人格と尊厳を侵害する言動
- ③ マタニティ・ハラスメント…妊娠中あるいは産休後、復職した社員を不快にさせる妊娠・出産に関する言動
- ④ パタニティ・ハラスメント…男性社員が育児参加を通じて自らの父性を発揮する権利や機会を侵害する言動
- ⑤ ケア・ハラスメント…身内の介護をするために仕事を休んだり早退したりする職員に対する嫌がらせ行為や言動
- ⑥ カスタマー・ハラスメント…顧客、取引先その他関係者からの暴言、威圧的言動、不当な要求等、社会通念上相当な範囲を超える言動により、社員の人格や尊厳を侵害し、または就業環境を害する行為
- ⑦ その他相手の人格や尊厳を侵害する言動を繰り返し行い、精神的な苦痛を与える行為

2. この宣言は、当社内のみならず、当社にかかわっていただくすべての方を対象といたします。

3. 当社の社員がハラスメント行為を行った場合は、就業規則、社内規定に基づき厳正に対処します。そのうえで被害者の労働条件、就業環境の改善措置をとります。

4. ハラスメントに関する窓口を社外の第三者に委嘱いたします。

5. 窓口相談を受けた場合は、速やかに対処し、その際に知りえたプライバシーに関する情報などが決して漏洩することがないように、必要な措置を講じます。

2026年5月1日
ピーエムグローバル株式会社
代表取締役社長 木暮知之